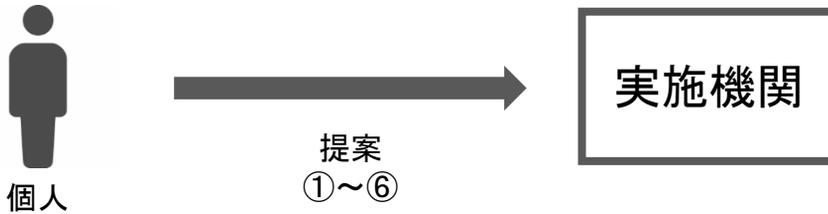


【提案者別に提出が必要な添付書類の内容(例)】

例1 個人が提案を行う場合に必要な添付書類



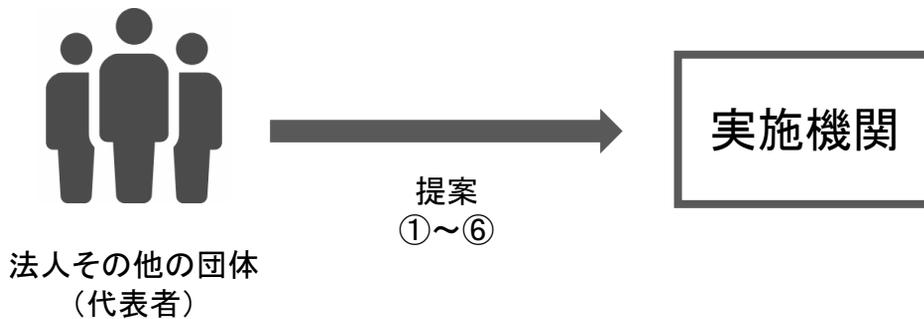
- ① 誓約書(規則「別記様式第8」)
(共同提案を行う場合は、提案者全員の誓約書が必要)
- ② 提案者の名簿(県様式)
(共同提案を行う場合は、提案者全員の名簿が必要)
- ③ ②の確認書類
(例)提案者全員の健康保険の被保険証又は、住民票の写し(コピー不可)(※1)
等(※2)
- ④ 市町村発行の身分証明書(②の名簿全員分)
- ⑤ 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある
経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書類(様式任意)
- ⑥ 本人確認書類
(共同提案を行う場合は、提案者全員の本人確認書類が必要)
(例)提案者の運転免許証、健康保険の被保険証又は個人番号カードの写し 等
(※3)
(提案者が日本国籍を有しない場合は、在留カード、特別永住者証明書の写し 等)

※1 住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、そのコピーによる提出は認められません。

※2 「⑥ 本人確認書類」で、提案者の健康保険の被保険証の写しが提出されている場合は、「③ ②の確認書類」の提出は不要です。

※3 本人確認書類の詳細については、募集要綱の【規則第54条第4項第1号及び第3号の規定に基づき提出を求める本人確認書類(例)】を参照してください。

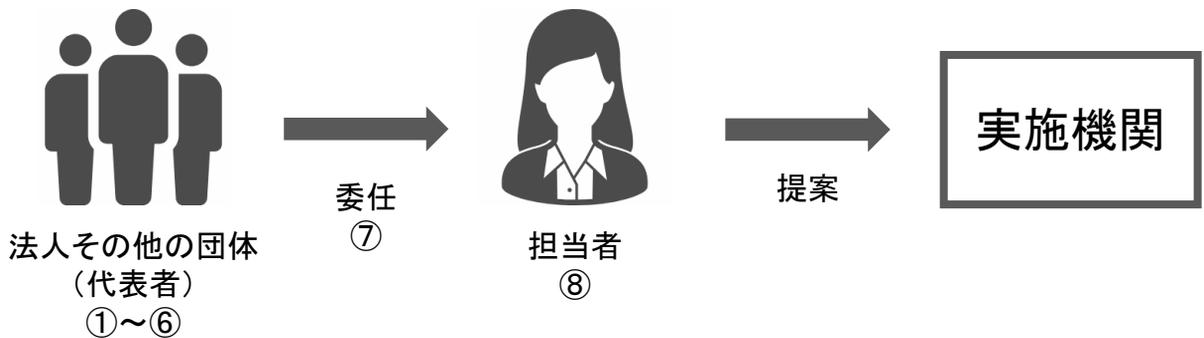
例2 法人その他の団体の代表者自ら提案を行う場合に必要な添付書類



- ① 誓約書(規則「別記様式第8」)
(共同提案を行う場合は、提案者全員の誓約書が必要)
- ② 役員等の名簿(県様式)
(共同提案を行う場合は、提案者全員の役員等の名簿が必要)
- ③ ②の確認書類
(例)ア 役員等の住民票の写し(コピー不可)(※1)
イ 登記事項証明書 (※2)
- ④ 役員等の市町村発行の身分証明書(②の名簿全員分)
- ⑤ 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書類(様式任意)
- ⑥ 本人確認書類
(共同提案を行う場合は、それぞれの法人その他の団体の本人確認書類が必要)
(例) 登記事項証明書、印鑑登録証明書 等(※3)(※4)

- ※1 住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、そのコピーによる提出は認められません。
- ※2 「⑥ 本人確認書類」で、登記事項証明書を提出しており、「② 役員等の名簿」に記載された役員等が確認できる場合は、「③ ②の確認書類」のイの提出は不要です。
- ※3 登記事項証明書、印鑑登録証明書は、最新のもので、提案日前6ヵ月以内に作成されたものに限り。なお、提案日に作成された場合もこれに含まれます。
- ※4 法人格のない団体の場合は、定款、規則、規約(名称及び主たる事業所の所在地の記載があるもの)の写しで、かつ代表者による証明があるものを提出してください。

例3 法人その他の団体の担当者が提案を行う場合に必要な添付書類



- ① 誓約書(規則「別記様式第8」)
(共同提案を行う場合は、提案者全員の誓約書が必要)
- ② 役員等の名簿(県様式)
(共同提案を行う場合は、提案者全員の役員等の名簿が必要)
- ③ ②の確認書類
(例)ア 役員等の住民票の写し(コピー不可)(※1)
イ 登記事項証明書 (※2)
- ④ 役員等の市町村発行の身分証明書(②の名簿全員分)
- ⑤ 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書類(様式任意)
- ⑥ 本人確認書類
(例)登記事項証明書、印鑑登録証明書 等(※3)(※4)
- ⑦ 代表者印が押印された当該法人その他の団体から担当者への委任状(様式任意)
(共同提案を行う場合は、提案者全員から担当者への委任状が必要)
- ⑧ 担当者自身の本人確認書類(※5)
(例)運転免許証、健康保険の被保険証又は個人番号カードの写し 等

※1 住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、そのコピーによる提出は認められません。

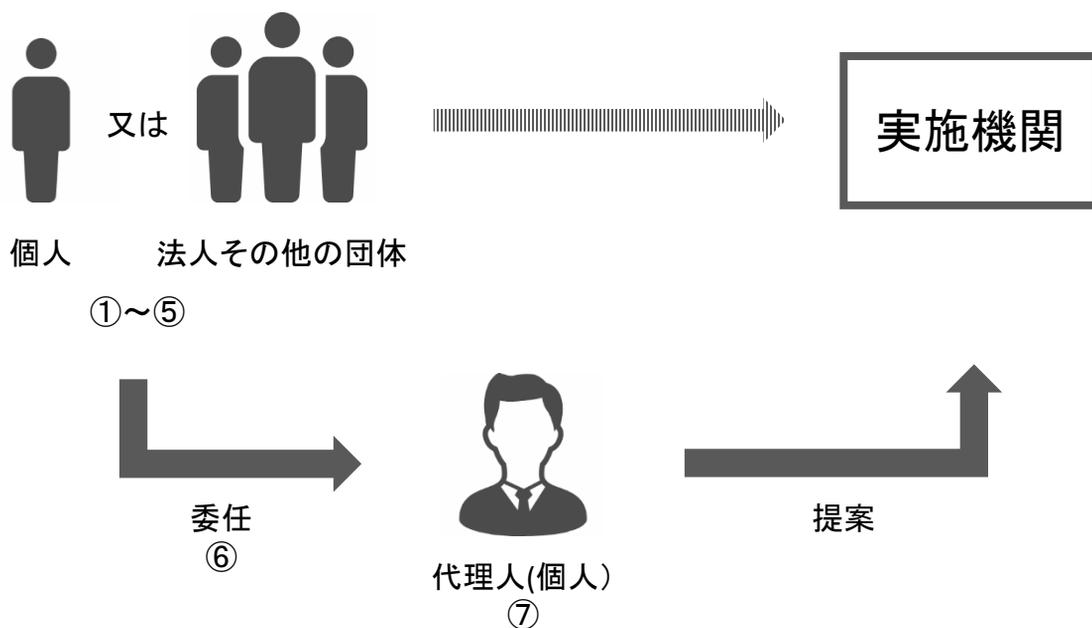
※2 「⑥ 本人確認書類」で、登記事項証明書を提出しており、「② 役員等の名簿」に記載された役員等が確認できる場合は、「③ ②の確認書類」のイの提出は不要です。

※3 登記事項証明書、印鑑登録証明書は、最新のもので、提案日前6ヵ月以内に作成されたものに限り。なお、提案日に作成された場合もこれに含まれます。

※4 法人格のない団体の場合は、定款、規則、規約(名称及び主たる事業所の所在地の記載があるもの)の写しで、かつ代表者による証明があるものを提出してください。

※5 担当者自身の本人確認書類の詳細については、募集要綱の【規則第54条第4項第1号及び第3号の規定に基づき提出を求める本人確認書類(例)】を参照してください。

例4 委任を受けた代理人である個人が提案を行う場合に必要な添付書類



①～⑤ 提案者が個人の場合は「例1」、法人その他の団体の場合は「例2」と同じ(※1)

⑥ 委任状(※2)

(共同提案を行う場合は、提案者全員からの委任状が必要)

⑦ 代理人の本人確認書類(※3)

(共同提案を行う際、提案者がそれぞれ別の代理人に委任する場合は、それぞれの代理人の本人確認書類が必要)

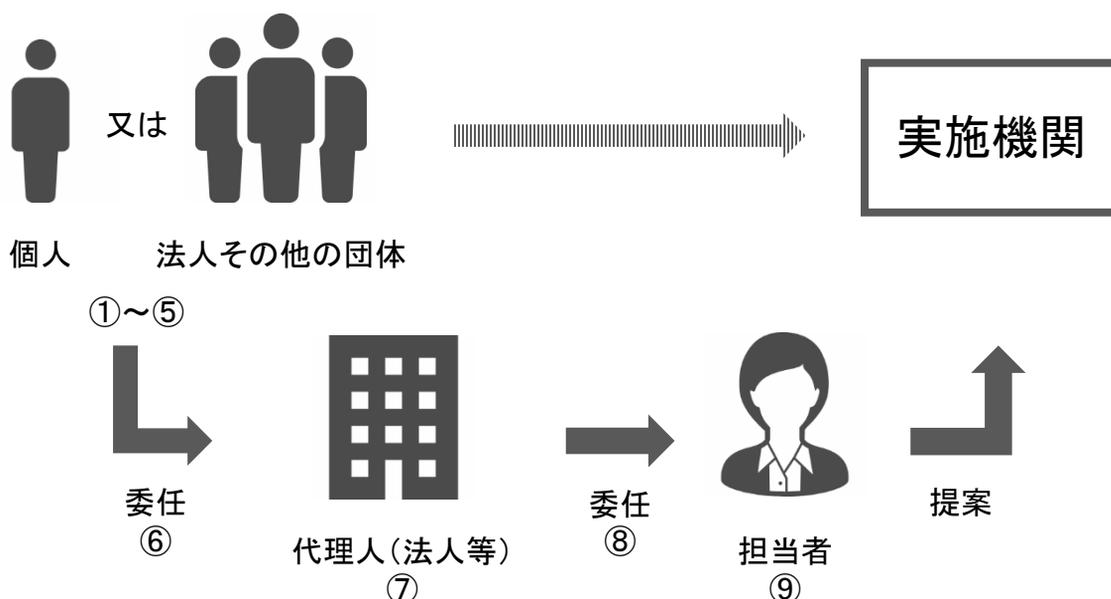
(例) 代理人の運転免許証、健康保険の被保険証又は個人番号カードの写し 等
(代理人が日本国籍を有しない場合は、在留カード、特別永住者証明書の写し 等)

※1 提案者が個人の場合は「例1」の(※2)、法人その他の団体の場合は「例2」の(※2)は適用されません。

※2 提案受付後に、提案者に対して、提案書の内容や委任の事実等について確認することがあります。

※3 本人確認書類の詳細については、募集要綱の【規則第54条第4項第1号及び第3号の規定に基づき提出を求める本人確認書類(例)】を参照してください。

例5 委任を受けた代理人である法人その他の団体の担当者が提案を行う場合に必要添付書類



①～⑤ 提案者が個人の場合は「例1」、法人その他の団体の場合は「例2」と同じ(※1)

⑥ 委任状(※2)

(共同提案を行う場合は、提案者全員からの委任状が必要)

⑦ 代理人の本人確認書類

(例) 代理人の登記事項証明書、印鑑登録証明書 等(※3)(※4)

(共同提案をする際、提案者がそれぞれ別の代理人に委任する場合は、それぞれの代理人の本人確認書類が必要)

⑧ 代表者印が押印された代理人である法人その他の団体から担当者への委任状(様式任意)

(法人代表者が提案の任に当たる場合は不要)

⑨ 担当者自身の本人確認書類(※5)

(例) 担当者自身の運転免許証、健康保険の被保険証又は個人番号カードの写し 等

※1 提案者が個人の場合は「例1」の(※2)、法人その他の団体の場合は「例2」の(※2)は適用されません。

※2 提案受付後に、提案者に対して、提案書の内容や委任の事実等について確認することがあります。

※3 登記事項証明書、印鑑登録証明書は、最新のもので、提案日前6ヵ月以内に作成されたものに限り。なお、提案日に作成された場合もこれに含まれます。

※4 法人格のない団体の場合は、定款、規則、規約(名称及び主たる事業所の所在地の記載があるもの)の写しで、かつ代表者による証明があるものを提出してください。

※5 担当者自身の本人確認書類の詳細については、募集要綱の【規則第54条第4項第1号及び第3号の規定に基づき提出を求める本人確認書類(例)]を参照してください。